

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1、現状

(1) 職種ごとの平均給与・平均年齢等

| | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) | 民間データ | |
|-------|--------|-----------|-----------|------------------|-------|---------|
| | | | | | 平均年齢 | 平均給与 |
| 山中湖村 | 48.7 歳 | 263,309 円 | 287,741 円 | 285,272 円 | | |
| 清掃職員 | 45.8 歳 | 265,880 円 | 307,407 円 | 306,000 円 | 43.3 | 299,800 |
| 学校給食員 | 49.5 歳 | 253,950 円 | 261,575 円 | 261,575 円 | 39.9 | 292,100 |
| その他職員 | 52.5 歳 | 275,600 円 | 280,850 円 | 280,850 円 | 43.3 | 299,800 |
| 山梨県 | 47.9 歳 | 338,849 円 | 393,549 円 | 371,181 円 | | |
| 国 | 48.8 歳 | 287,094 円 | — | 320,514 円 | | |
| 類似団体 | 48.6 歳 | 271,177 円 | 293,202 円 | 283,707 円 | | |

※「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

※「技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数

| 区分 | 32～35歳 | 36～39歳 | 40～43歳 | 44～47歳 | 48～51歳 | 52～55歳 | 56～59歳 | 60歳以上 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 全体 | 職員数 | 職員数 |
| | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | 2 | 0 |
| 清掃職員 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 学校給食員 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 用務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| その他職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

※平成19年4月1日現在のデータである。

※20代の職員がいないため32歳から載せている。

(3) その他給与に関する事項

ア、給料表

行政職給料表(二)ア、イ適用

イ、特殊勤務手当

平成19年度から特殊勤務手当廃止

ウ、昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号級(55歳を超える場合は2号級)を標準として昇給する。なお、抑制期間につき、平成23年までの間、4号級は3号級に2号級は1号級の昇給とする。

2、基本的な考え方

行政改革大綱により、現在に至るまで①時間外手当のカット②退職者不補充③特勤手当の廃止④給与構造見直しにおける給料表の見直し等順次行ってきた。

今後も引き続き、時間外手当の抑制に努め、退職者不補充については臨時職員対応していく予定である。

3、具体的な取組内容

退職時特昇はすでに廃止している。昇給については、国に準じ、平成23年まで昇給抑制を行う。給料表は国に準ずる。手当については、平成19年度から特勤手当を廃止している。

4、その他

職員については、平成20年度に1人退職、平成25年に1人退職となる。退職者不補充のため臨時職員で対応する。